

恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 4 号

恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 12 条 （略） (指定介護予防支援の業務の委託) 第 13 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を	第 1 条～第 12 条 （略） (指定介護予防支援の業務の委託) 第 13 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を

現行	改正案
遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の議決を経なければならないこと。 (2)～(4) (略) 第 14 条～第 34 条 (略)	遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の議決を経なければならないこと。 (2)～(4) (略) 第 14 条～第 34 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。